

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 武藤 容治

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、経済産業行政の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への転換ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、物価上昇に負けない賃上げの流れを中小企業・小規模事業者の皆様まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、極めて重要です。

また、適切な価格転嫁により、サプライチェーン全体でコスト増加分を公平に分担し、利益を共有することは、事業の成長への意欲を促し、競争力の強化にも資するものです。

しかし、中小企業庁の価格交渉促進月間に基づく最新の調査結果によれば、価格転嫁率は49.7%と、いまだ半分程度です。特に、サプライチェーンの取引段階が深くなるほど、転嫁割合が低くなる傾向も見られます。その根底には、これまで30年間続いたデフレ経済下で染みついた商慣習があると考えられます。

こうした中で、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けて取り組むよう、石破総理より指示がありました。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出制度」の活用

下請法に違反するような不適正な取引がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、受注企業が被った不利益の迅速な回復を行うなどの改善措

置を講じること。その際、下請法違反行為を行っていた発注企業が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出る「自発的申出制度」も活用すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

今国会に提出された下請法の改正案について、法案の成立・施行前から、各業界内部でよく周知するとともに、新たに規制の対象となる事項について、各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、改善すべき商慣習の見直しを行うとともに、警備やビルメンテナンス、情報システムや物流等の間接部門でも、受注先のコスト上昇等を踏まえた適正な契約が行われているか、改めて確認すること。

4. サプライチェーンの先まで価格転嫁が可能となるような価格決定及び価格転嫁に係る周知啓発

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、サプライチェーンの先まで価格転嫁を浸透させるよう、直接の取引先のさらに先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。

また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

加えて、受注側及び発注側ともに適正な取引に向けて協議の場を持つよう啓発するなど、業界内の意識を喚起し、必要に応じて「よろず支援拠点」といった経営相談窓口などの積極的な利用を促すこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を業界内で呼びかけること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の実施に向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費指針」という。）」の遵守徹底

労務費指針の遵守を徹底し、業界内でも改めて呼びかけること。

以上

昨今の経済情勢の変化などの影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

- 昨今の経済情勢の変化などの影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の要件のすべてに該当するときは、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※1 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、担保は不要です。

※2 既に滞納がある場合や納期限から6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)



猶予制度の詳細
猶予申請書等 [はこちら](#)



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- 以下のようなケースに該当する場合は、それぞれ記載した金額について、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。
- 既に滞納がある場合でも、申請をすることが可能です。
- 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、担保は不要です。

○ 個別の事情(例)

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

(ケース1) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース2) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額の一部に相当する金額

(ケース3) 市場の悪化、親会社からの発注の減少等により売上の著しい減少を受けた場合

納税者の方が営む事業について、市場の悪化等の事情により、売上の著しい減少を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、その減少した売上看見合う売上総利益に相当する金額

税務署において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。